

## 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より月額約10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は5割以上にも達し、辞めたい理由の主なものは「賃金が安い」、「仕事が忙しすぎる」、「体力が続かない」というものです。介護の質に関しては、「十分なサービスができていない」との回答が4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。

日本医療労働組合連合会が実施した「賃金・労働時間等調査（2017年度）」では、介護福祉士の初任給で6万8,200円の地域格差があるとの結果になっています。介護報酬が全国一律であるにも拘わらず、介護従事者の賃金に地域間格差があるため、労働力が流出するなど深刻な介護人材不足を引き起こす要因ともなっています。

また、平成21年度以降、介護従事者の処遇改善策が実施されていますが、「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。このような状況を改善し、介護施設等の職員体制の充実や介護現場で働く労働者の処遇を確保するためには、国の責任で全国を統一した賃金体系を構築すべきです。

よって、国及び政府関係機関においては、介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金を新設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年 3月22日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣